

専門家しか知らない

税務処理と調査事例

開催のご案内

- 税務判断の落とし穴
- 税務調査事例で検証する取扱グレーゾーンについて

税務調査においては事実認定という言葉があります。

- ① 人、モノ、金の動きがあったか
- ② 見舞金の額はいくらであれば税務署は認めてくれるのか
- ③ 退職したが、退職金はいくらまで払えるのか

納税者は大丈夫と想着いても、税務署では税法に適合しないと指摘されるケースが結構あるものです。

社会の常識と税務署の常識が異なるところを解説いたします。

また、最近流行している高層マンションの節税や保険の節税に対して注意事項を説明いたします。

開催要領

- 日 時** 平成 **29** 年 **1** 月 **24** 日 (火) 13時30分~15時30分
- 会 場** 北海道経済センター 8階 Bホール (中央区北1条西2丁目)
- 会 費** 無 料
- 講 師** 松倉 一久 氏 (税理士法人 日本会計グループ 理事長)
- 定 員** 各法人会 **40名** / 定員になりましたら、お断りの連絡をさせていただきます。
- 申込方法** 裏面の受講申込書にご記入の上、各法人会事務局へ FAXでお申し込みください。

- (公社) 札幌中法人会 FAX **221-5107** TEL 221-5087
- (公社) 札幌西法人会 FAX **241-3216** TEL 231-0763
- (公社) 札幌北法人会 FAX **709-8830** TEL 709-8802
- (公社) 札幌東法人会 FAX **210-7004** TEL 210-7002
- (公社) 札幌南法人会 FAX **241-3218** TEL 251-7863

(裏面もご覧ください。)

研修内容

| 目次 | 目次 |
|-------------------------|-----------------------|
| 税務調査事例で検証する取扱グレーゾーンについて | 税務判断の落とし穴 |
| 1 査察事件の考察 | (1) 個人の土地の概算取得費 |
| 2 税務調査で争いがあった事例 | (2) 接待を受ける場合のタクシー代の処理 |
| (1) 分掌変更による退職金 | (3) 会社の社員価額の税務処理 |
| (2) 同族会社の行為否認 | (4) 不動産の計上時期他 |
| (3) 役員に対する見舞金 | ※ 高層マンションの節税の問題 |
| (4) 親族に対する給与他 | ※ 低解約返戻金型通増定期保険 |

※ 受講者の状況により変更する場合があります。

講師のプロフィール

氏名 ^{まつ くら} **松倉** ^{かず ひさ} **一久** 氏 (税理士法人 日本会計グループ 理事長)

東京国税局管内 世田谷税務署を皮切りに11年間東京管内の税務署に勤務し、その間資産税、所得税の調査事務に従事した後、北海道に転任しました。

その後は、主に法人税調査畑を歩み、大口、悪質な事案を担当する特別調査担当統括官、札幌国税局資料調査課主査、法人税担当特別国税調査官を歴任。

早期に税務署を退官し税理士となり、税理士法人の理事長として税理士業務のかたわら、由仁町外部監査委員、洞爺湖町外部監査委員として地方公共団体の事業分析を行いました。

また、現在はグループ会社の日本ビズアップ株式会社で提供しているクラウド会計システム「発展会計」を利用している、全国の税理士の質疑に答えています。

..... 切 り 取 り 線

受講申込書 (平成29年1月24日 (火) 開催)

専門家しか知らない 税務処理と調査事例

会場 北海道経済センタービル8階 Bホール (札幌市中央区北1条西2丁目)

◎この申込書は受講票になりますので、当日ご持参ください。改めて受講票の発行はいたしません。

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 会社名 | | ○で囲む | 法人会員 ・ 非会員 |
| 住所 | | 電 話 | |
| | | F A X | |
| 参加者名 | | | |

※ 申し込み後、参加できなくなった場合は、事務局へご連絡下さい。

※ 会場には駐車場がありませんので、公共の交通機関をご利用下さい。